

育業応援パートナー事業 FAQ

Q1 育業の取組を発信する場合の経費負担はありますか？

A 経費は全て応募者の負担となります。

Q2 広報活動の内容に指定はありますか？

A 自社等のオウンドメディア（SNS、HP、チラシなど）を活用し、「育業」の理念やロゴマークを用いた情報発信を行っていただきます。具体的な内容は各企業・団体で企画の裁量に委ねられますが、東京都と連携して進めることが求められます。

Q3 自社の育業制度がまだ整備途中でも応募できますか？

A 応募要件を満たしていれば応募可能です。ただし、選考においては、育業の推進によるポジティブな影響などが評価されます。

Q4 広報コンテンツ案はどの程度具体的に書く必要がありますか？

A 実施時期（12月以降）を想定し、媒体（SNS、HP、チラシ等）、発信内容、ターゲット、頻度、活用する社内事例などをできるだけ具体的に記載してください。実現可能性の高い案が望まれます。

Q5 広報コンテンツ案は社内向けと社外向け、どちらを重視すべきですか？

A 「誰もが育業できる社会の実現」という目的に照らして、社内外問わず広く理念を伝えていただくコンテンツ案をご検討ください。

Q6 コンテンツ制作に外部の制作会社を使ってもよいですか？

A 外部の協力を得ることは問題ございません。ただし、応募時には自社としての主体的な関与や意図が明確に伝わるように記載してください。

Q7 コンテンツ案は変更可能ですか？決定後に調整できますか？

A 応募時の内容から大幅な変更でなければ、決定後に東京都と連携しながら調整することは可能です。

Q8 広報コンテンツに育業のロゴマークは使えるのですか？

A 使用可能です。以下よりダウンロードいただけます。

URL：https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/ikugyo/about_logo

Q9 広報コンテンツに東京都の育業の動画は使えるのですか？

A 動画により使用範囲が異なりますので、恐れ入りますがご相談ください。

Q10 応募書類の育業取得率とは何ですか？

A 法定の育児休業取得率のことです。育児・介護休業法第 22 条の 2 の定めにより男性育休取得率等を公表している企業等は、公表数値と同一の数値を記載してください。

算出方法：(男性) 育児休業取得者数／配偶者が出産した社員・職員数 × 100

(女性) 育児休業取得者数／出産社員・職員数 × 100

Q11 ヒアリングは誰が出席すればいいですか？

A 基本的には、ご担当者の方がご出席ください。やむを得ない場合は広報コンテンツ案が分かる方の代理出席をお願いいたします。